

様式9

医療的ケア児受け入れに関する確認書兼同意書

利用者

児童名	生年月日 年　月　日
保護者名	続柄　児童の 父・母・その他 ()
医療的ケア内容	

注：公立保育園での医療的ケア児保育は、治療を目的としたものではなく、他の児童との集団による保育が可能で、生活行為として行う経管栄養・痰の吸引・導尿・吸入・血糖測定等の医療行為を行いながら、保育士と共に集団生活及び活動を行う。また、保育の中での医療的ケアについては、重篤な症状がなく安定した状態において看護師が対応するものとする。

次の事項の確認をお願いします。

1 保育利用について

- ・利用日は、週5日（月～金）、祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く
- ・土曜日及び延長保育は対応不可、ただし、保育所が行事等で必要とした日は保育を提供し、その場合、平日と振替えます。
- ・利用時間は、8:30～17:00 の範囲内で保護者の就労等による保育必要時間とし、個別に決定します。

2 医療的ケア対応内容について

① 主治医からの指示に基づいて実施

- ・医療的ケア対応は、「主治医意見書」・「医療的ケアに関する指示書」（※1）の内容に基づき、医療的ケアの実施については、集団保育の中で可能な範囲において調整し、保護者からの「医療的ケアの実施についての依頼書」（※2）の提出を受けたのち医療的ケアを看護師が実施します。（主治医の指示以外の保護者の判断での対応はできません）（※1）（※2）の書類は保育園での面談時にお渡します）

② 必要書類の提出について

- ・児童に対する医師の指示内容に変更等があった場合、その都度「医療的ケアに関する指示書」及び「医療的ケアの実施についての依頼書」を改めて提出していただきます。また、医師の指示内容に変更がない場合も、原則として毎年一回、本市が指定する時期に前記①の文書を提出していただきます。場合によっては、その都度医師との面談を求めることがあります。（主治医面談の経費や文書料は、保護者負担

となります)

- ・医療機器等（眼鏡・補聴器・装具含む）の使用については、保育園での面談時に「医療機器等預かり同意書」の内容を理解のうえ提出をしてください。

③ 医療機器等の衛生管理について

- ・保護者は、医療的ケアに必要な機材・器具・衛生用品等の準備及び管理を行い、不足のないように毎日持参し持ち帰り、準備・点検・整備を行うことが必要です。

④ 慣れるための保育について

- ・児童が心身に負担なく新しい集団生活の環境に慣れるために、準備期間を設けています。児童の普段の状態や様子、集団での児童の様子を保護者と保育園職員（保育士・看護師）が確認しながら、保育内容や時間の調整を行います。

3 安全な保育実施のために

① 主治医連携等について

- ・保護者は、児童に対する保育の実施にあたり、本市が主治医との面談が必要と判断した場合、主治医と面談できるようにしてください。また、児童に対する配慮すべき内容や健康状況が変化した場合にも、必ず保育園へ連絡すると共に、保育園が必要とするならば、主治医と面談できるように調整してください。

② 集団活動について

- ・保育園ではご家庭とは違うリスクとして、乳幼児が集団で生活するため、ぶつかったり、転んだり等、安全に見守っていますが怪我をする場合がありますのでご理解ください。
- ・集団生活では、児童同士が濃厚に接触することが多いため、飛沫感染や接触感染は生じやすい環境であることをご理解ください。

③ 体調不良時の対応について

- ・集団保育は日常における健康状態が安定している中での医療的ケア児保育となります。
- ・保育中、平熱であっても体調が良好でない場合は、お迎えとなります。当日の朝平熱であっても体調が良好でない場合は、子どもに負担のないようお休みを依頼します。
- ・体調不良となった翌日は、家庭で様子を見るなど家庭保育を依頼します。
- ・前日から当日の健康状態など些細な状況の変化であっても、速やかに保育園に報告が必要です。

④ 保育所との連絡について

- ・医療的ケアは保護者の協力が不可欠なため、保育園と常に連携することが必要です。
- ・保育中の子どもの体調不良や容態の変化に伴う緊急事態に備え、必ず複数の連絡先を明確にし、常時、保育園からの連絡が取れるようにする必要があります。

4 看護師対応について

- ① 医療的ケアは、看護師が対応します。
- ② 医療的ケア担当看護師に突発的な事象が発生し医療的ケア対応ができない場合、やむを得ない場合は、保護者に協力を依頼する場合や、受け入れができない場合があります。
- ③ 医療的ケア担当看護師の変更が発生した場合、安全に実施するための準備が整うまでの間、医療的ケアの対応について、保護者に協力を依頼する場合があります。
- ④ 医療的ケア担当看護師の配置が整わない状態が継続する場合には、保護者と別途協議します。

5 利用開始後の健康状態の変化に伴う取り扱い

- ① 保育中に医療的ケアを実施する必要がなくなった場合、本市は医療的ケアの実施を終了します。
- ② 健康状態の変化により、保育園における集団保育が困難と市が判断した場合は、本市は保護者に対してその旨を説明し、保育園の利用に関して協議します。
- ③ 新たな医療的ケアが必要となった場合、保育園の利用に関して協議します。
- ④ 健康状態の変化により長期欠席が続いた場合、保育の利用に関して協議します。

6 個人情報に係る取り扱いについて

- ・安全な医療的ケア対応の実施にあたり、必要な情報について内定保育園や嘱託医、市内基幹病院にも情報提供します。

敦賀市長 様

年 月 日

保護者名_____

以上、同意及び確認の上署名します。